

技術提案等資料の作成の手引き（緑政土木局）の改定について

技術提案等資料の作成の手引き（緑政土木局）について、下記のとおり改定しますので、お知らせいたします。

●【様式3】配置予定技術者の能力について

➤ 配置予定技術者について（手引き P 4に追記）

橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の工場製作の電機品など工場製作と現場での架設・設置等を含む工事において、入札参加資格で技術者に現場作業に関する実績のみを求める場合にあっては、現場施工期間中の配置予定技術者について記載して下さい。（工場製作期間中の技術者は評価対象外とします。）

➤ 配置予定技術者に求める同種工事について（手引き P 5を修正）

配置予定技術者の評価対象となる過去 15 年間の同種工事は以下のものです。

- (1) 入札公告における競争入札参加資格の技術者欄に記載がある場合
当該技術者欄記載の工事
- (2) 入札公告における競争入札参加資格の技術者欄に記載がない場合
施工実績欄記載の工事

ただし、(1)(2)ともに下請工事を除きます。また、緑政土木局発注の工事については施工実績が 6 5 点未満の場合は対象となりません。

（※配置技術者に求める同種工事の施工実績について修正します。）

●【様式6】（「様式4 地域貢献・地域精通度」に関する添付資料）について

➤ 【様式6】の取り扱いの特例について（手引き P 10に追記）

緑政土木局所管の工事における技術提案等資料【様式6】（「様式4 地域貢献・地域精通度」に関する添付資料）は、その案件の開札日の属する年度の間有効となっていますが、平成 25 年 4 月 30 日以降に入札公告された案件において提出された【様式6】については、平成 25 年度中に入札公告を行い平成 26 年度に開札となる案件についても有効な資料として取り扱います。

例) A 工事（平成 25 年 5 月公告、6 月開札）で様式 6 を提出した場合
同様式 6 を

- ・ B 工事（平成 26 年 2 月公告、3 月開札）で使用できる。（従来通り）
- ・ C 工事（平成 26 年 3 月公告、4 月又は 5 月開札）で使用できる。（特例）
- ・ D 工事（平成 26 年 4 月公告、5 月開札）では使用できない。

●改定時期

平成 26 年 3 月 24 日からの入札公告案件より改定します。

お問い合わせ先

名古屋市緑政土木局技術指導課

TEL (052) 972-2812